

市有財産売払い公募要項

(米原市長岡字丸内408番9)

令和6年3月実施

米原市総務部財政契約課

<はじめに>

米原市では、市が保有する財産（土地・建物）を郵便型一般競争入札（以下「入札」という。）により売払います。

この入札に参加するためには、事前に参加申込みが必要です。入札に参加を希望される方は、市有財産売払い公募要項（以下「公募要項」という。）をよく読み、内容を十分把握の上で、お申込みください。

今回の一般競争入札とは、米原市があらかじめ定めた予定価格（最低売払価格）以上で最も高い価格で入札された方を落札者（買受人）として決定する方法です。

<入札物件>

入札に付する物件は、次のとおりとし、詳細については、物件調書（別記1）によるものとします。なお、物件調書は、入札参加者が物件の概要を把握するための参考資料ですので、事前に必ず入札参加者自身において、現地および諸規制について調査確認を行ってください。

物件番号	物件所在地	地目	地積	建物概要	予定価格 (最低売払価格)
2	米原市長岡 字丸内 408 番 9	宅地	125.84 m ²	種 類：倉庫 建築年：昭和 56 年 構 造：軽量鉄骨造鋼板葺 平屋建 床面積：57.81 m ² (未登記)	295,000 円

※予定価格の比率は、土地価格 100%、建物価格 0%です。

※建物の解体撤去費を考慮した価格です。

※現状有姿のまま売却します。

<郵便型一般競争入札の流れ>

入札参加申込みの受付	
申込期間	令和6年3月21日（木）から4月19日（金）午後5時15分まで（必着） 上記の参加申込期間中に、入札参加書類を郵送（簡易書留）してください。（持参可）
送付先	〒521-8501 滋賀県米原市米原 1016 番地 米原市役所 総務部財政契約課行 [※直接持参の受付時間：午前8時30分～12時、午後1時～5時15分まで 土・日曜日は受付できません。]
申込書類	(1) 市有財産売払い郵便型一般競争入札参加申込書（様式第1号） (2) 誓約書（様式第2号） (3) <個人の場合>住民票抄本 1通（3か月以内に発行されたもの）

	<p><法人の場合>法人登記簿（全部事項証明書）1通（3か月以内に発行されたもの）</p> <p>（4）納税証明書（証明日現在滞納がないことの証明、証明日から30日以内のもの）</p> <p>市内の方：本市のもの</p> <p>市外の方：所在する住所地のものおよび本市のもの（該当する税目がある場合に限る。）</p> <p>※様式は、本市のウェブサイトよりダウンロードしてください。</p>
--	---



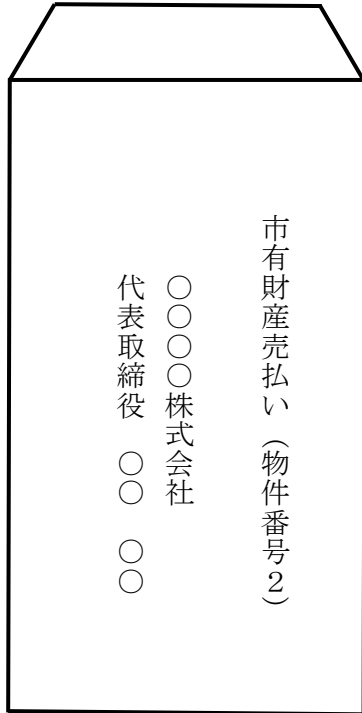
必要書類の送付	
入札参加申込受付後に、本市から入札に必要な次の書類を郵送します。	
<p>（1）市有財産売払い郵便型一般競争入札参加申込書（写し）</p> <p>（2）入札保証金納入通知書</p> <p>（3）入札書（様式第3号）</p> <p>（4）入札保証金還付請求書（様式第4号）</p>	
▼入札保証金の納付	
入札保証金は、入札書の提出日までに予定価格（最低売払価格）の100分の5以上の額を納付してください。	



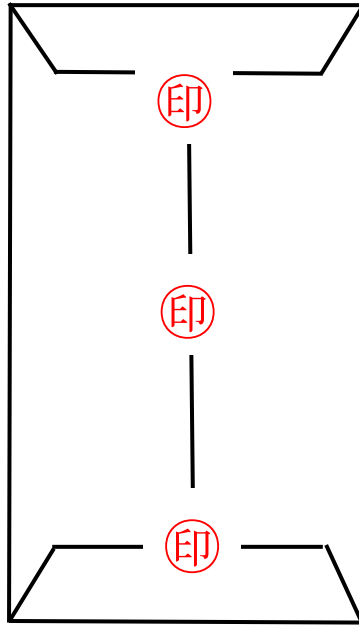
入 札	
入札期間	令和6年4月22日（月）から5月10日（金）午後5時15分まで（必着） 上記の入札期間中に、下記の入札書類を郵送（簡易書留）してください。（持参可）
送付先	〒521-8501 滋賀県米原市米原1016番地 米原市役所 総務部財政契約課行 [※直接持参の受付時間：午前8時30分～12時、午後1時～5時15分まで 土・日曜日、祝日は受付できません。]
入札書類	<p>（1）入札書</p> <p>（2）入札保証金還付請求書</p> <p>（3）入札保証金領収書（コピー）</p> <p>※封筒について</p> <p>郵便入札封筒は二重封筒を用いることとし、内封筒に申込書類を封入し、封かんした上で郵送用の外封筒により送付してください。</p> <p>郵送用の外封筒は、宛先を「〒521-8501 滋賀県米原市米原1016番地 米原市役所総務部財政契約課」として、表側に「入札書在中」と朱書きし、入札参加者の住所、商号または名称および代表者職氏名（個人の場合は氏名）を記載してください。</p> <p>郵便入札封筒の記載は、次頁の例を参照してください。</p>

郵便入札封筒の記載例

内封筒（表）



内封筒（裏）



内封筒の記載事項（必須）

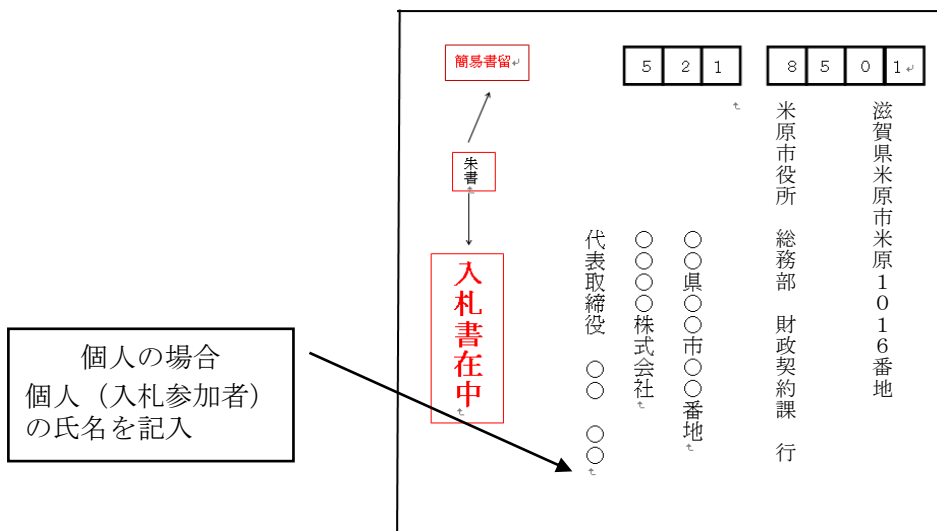
表面

- ① 物件番号
- ② <個人の場合>
個人の氏名（入札参加者）
- <法人の場合>
商号または名称および
代表者職氏名

裏面

使用印鑑で封印すること

外封筒（表）





開 札	
開札日時	令和6年5月13日（月） 午前10時30分から
開札場所	米原市米原 1016 番地 米原市役所本庁舎 4階 会議室 4－B
落札者の 決定・立会 い	有効な入札を行った者のうち、入札書に記入された金額が最低売払価格以上で、かつ、最高の価格をもって入札した者を落札者とします。同価の入札をした者が2者以上あるときは、くじ引きにより落札者を決定します。 入札者等関係者は、2人まで立会い可能です。（立会いは任意です。）



契約必要書類等の送付
落札者決定後に、本市から契約に必要な次の書類を郵送します。 (1) 市有財産売払決定通知書 (2) 契約書 (3) 契約保証金納入通知書

市有財産売払い郵便型一般競争入札実施要領

1 売払い物件

物件番号	物件所在地	地目	地積	建物概要	予定価格 (最低売払価格)
2	米原市長岡 字丸内 408 番 9	宅地	125.84 m ²	種 類：倉庫 建築年：昭和 56 年 構 造：軽量鉄骨造鋼板葺 平屋建 床面積：57.81 m ² (未登記)	295,000 円

※予定価格の比率は、土地価格 100%、建物価格 0%です。

※建物の解体撤去費を考慮した価格です。

※現状有姿のまま売却します。

※本要領 10 ページ「12 その他の注意事項」も必ずお読みください。

※売払い物件の詳細は、12 ページの物件調書を御覧ください。

2 用途制限

次の各号の用途に供する土地利用は禁止します。

- (1) 騒音、振動、臭気その他周辺環境に支障を及ぼす土地利用
- (2) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）第 2 条第 1 項に規定する風俗営業、同条第 5 項に規定する性風俗関連特殊営業その他これらに類する業の用途に関する土地利用
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団員およびその構成員、または無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成 11 年法律第 147 号）第 5 条第 1 項に規定による観察処分を受けた団体およびその団体の役員または構成員の活動のために利用される等の公序良俗に反する土地利用

3 入札参加者の資格

入札に参加できる者の資格は、次のいずれかの要件に該当しない者となります。

- (1) 未成年者、成年被後見人、被保佐人、被補助人または破産者で復権を得ない者に該当しないこと。
- (2) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき、更生手続開始の申立てがされている者

または民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき、再生手続開始の申立てがされている者

- (3) 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 238 条の 3 に規定に該当しない者であること。
- (4) 米原市暴力団排除条例（平成 23 年米原市条例第 36 号）第 2 条第 1 号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）もしくは同条第 2 号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）または次のいずれかに該当する者
 - ア 自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を与える目的をもって、暴力団または暴力団員を利用している者
 - イ 暴力団または暴力団員に対して資金等を供給し、または便宜を供与するなど、直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、もしくは関与している者
 - ウ 暴力団または暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
 - エ 前記アからウまでのいずれかに該当する者であることを知りながら、これを不当に利用するなどしている者
- (5) 上記のほか、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。

4 入札参加申込・受付

この入札に参加するには、事前に申込みが必要です。受付期間内に入札参加申込書類を郵送（簡易書留）にて提出してください。（持参可）

受付期間	令和 6 年 3 月 21 日（木）から 4 月 19 日（金）午後 5 時 15 分まで（必着） 上記の参加申込期間中に、入札参加書類を郵送（簡易書留）してください。（持参可）
送付先	〒521-8501 滋賀県米原市米原 1016 番地 米原市役所 総務部財政契約課行 [※直接持参の受付時間：午前 8 時 30 分～12 時、午後 1 時～5 時 15 分まで 土・日曜日は受付できません。]
申込書類	(1) 市有財産売払い郵便型一般競争入札参加申込書（様式第 1 号） (2) 誓約書（様式第 2 号） (3) <個人の場合>住民票抄本 1 通（3 か月以内に発行されたもの） <法人の場合>法人登記簿（全部事項証明書）1 通（3 か月以内に発行されたもの） (4) 納税証明書（証明日現在滞納がないことの証明、証明日から 30 日以内のもの） 市内の方：本市のもの 市外の方：所在する住所地のものおよび本市のもの（該当する税目がある場合に限る。） ※様式は、 本市ウェブサイトからダウンロードしてください。

	<p>※入札参加申込書に使用した印鑑と同一の印鑑を、入札書および契約書に使用してください。法人の場合は、印鑑は法人印および法人の代表者印をそれぞれ押印するか、法人名の入った代表者印を押印してください。</p> <p>※提出された書類は一切返却できませんので御了承ください。</p>
--	--

5 入札必要書類の送付

入札参加申込受付後に、本市から入札に必要な次の書類を郵送します。

- (1) 市有財産売払い郵便型一般競争入札参加申込書（写し）
- (2) 入札保証金納入通知書
- (3) 入札書（様式第3号）
- (4) 入札保証金還付請求書（様式第4号）

6 入札保証金の納付

入札に参加するには、事前に入札保証金を納めていただく必要があります。予定価格（最低売払価格）の100分の5以上の額を納付してください。

- (1) 入札保証金額

物件番号 1	【予定価格】 295,000 円 × 5/100 = 【入札保証金】 14,750 円以上
--------	---

- (2) 納付方法

入札参加申込受付後、本市から送付する「納入通知書」により、入札保証金を米原市指定金融機関または指定代理金融機関および収納代理金融機関で納付してください。

区分	金融機関名	取扱店舗
指定金融機関	株式会社 滋賀銀行	本店・支店および出張所
指定代理金融機関	レーク伊吹農業協働組合	本店・支店および出張所
	株式会社 関西みらい銀行	
	長浜信用金庫	
収納代理金融機関	株式会社 大垣共立銀行	本店・支店および出張所

- (3) 入札保証金の還付

落札者以外の方が納付した入札保証金は、「入札保証金還付請求書」に記載された金融機関の口座へ振込により還付します。なお、返還には開札後4週間程度要しますので御了承ください。ただし、入札保証金には利息は付きません。

- (4) 入札保証金の充当・帰属

落札者が納付した入札保証金は、全額を契約保証金に充当するものとします。ただし、落札者が期限までに落札物件の売買契約を締結しないときは、入札保証金は本市に帰属します。

7 入札の方法

入札は郵送方式により受け付けます。(持参可)

入札期間	令和6年4月22日(月)から5月10日(金)午後5時15分まで(必着) 上記の入札期間中に、下記の入札書類を郵送(簡易書留)してください。(持参可)
送付先	〒521-8501 滋賀県米原市米原 1016 番地 米原市役所 総務部財政契約課行 [※直接持参の受付時間：午前8時30分～12時、午後1時～5時15分まで 土・日曜日、祝日は受付できません。]
提出書類	(1) 入札書 (2) 入札保証金還付請求書 (3) 入札保証金領収書(コピー) ※入札書に使用する印鑑は、入札参加申込書に使用した印鑑と同一の印鑑と してください。 ※一度郵送(提出)した入札書の書き換え、引き換え、撤回をすることは できません。

【提出書類の作成要領】

(1) 入札書

入札書に必要事項および入札金額を記入してください。

ア 入札書の金額記入は、アラビア数字(0, 1, 2, 3・・・)の字体を使用し、最初の数字の前に「¥」を記入してください。

イ 物件番号および物件所在地を記入してください。

ウ 入札者(申込者)の住所・氏名を記入の上、本人の印鑑を必ず押印してください。

エ 法人の場合は、印鑑は法人印および法人の代表者印をそれぞれ押印するか、法人名の入った代表者印を押印してください。

(2) 入札保証金還付請求書

入札保証金還付請求書に必要事項を記入し、押印してください。

ア 入札保証金の還付用口座は、必ず入札者本人名義の金融機関口座を記入してください。
なお、共有名義で申し込みをした場合は、代表者の口座を記入してください。

イ 入札保証金の還付用口座は、通帳を確認の上、正確に記入してください。記入に誤りがある場合には、返還に日数を要することとなります。

8 開札

(1) 開札日時

物件番号 2	令和6年5月13日(月)	午前10時30分から
--------	--------------	------------

(2) 開札場所

米原市米原 1016 番地 米原市役所本庁舎 4 階 会議室 4-B

(3) 開札の立会い等

立会いは任意です。入札者等の関係者は、2 人までの立会いが可能です。なお、会場への入場には、「市有財産売払い郵便型一般競争入札参加申込書」の写しが必要になりますので、必ず御持参ください。

(4) 落札者の決定方法

開札の結果、入札者のうち、本市が定めた最低売払価格以上で、かつ最高価格の入札をした者を落札者とします。最高価格の入札者が複数あるときは、入札事務に関係しない本市の職員がくじを引き落札者を決定します。

(5) 開札結果

開札場所では、落札者の氏名（法人名）および落札金額を発表します。

開札結果については、落札者の氏名（法人の場合は名称）および落札金額を本市のウェブサイト上で公表します。

(6) 再入札

今回の入札は予定価格（最低売払価格）を事前に公表しているため、開札の結果、落札者がいない場合でも、再入札は行いません。

9 入札の無効

次の各号にいずれかに該当する入札は無効とします。

- (1) 入札参加資格のない者のした入札
- (2) 期限を過ぎて到達した入札
- (3) 本市が定める入札書以外の入札書による入札
- (4) 同一の入札について 2 以上の入札書を提出した者の入札
- (5) 談合その他不正の行為があったと認められる入札
- (6) 入札保証金を所定の日までに納付しないで行った入札またはその額が所定の金額に不足した者の入札
- (7) 入札書記載の金額、氏名、押印その他入札要件の記載が確認できない入札
- (8) 入札書記載の金額を加除訂正した入札
- (9) 談合その他不正の行為が行われ公正な入札を害すると認められる入札
- (10) 前各号に掲げるほか、特に指定した事項に違反した入札

10 契約の手続き

落札者には、開札終了後、契約手続き等について説明します。

(1) 契約条項

普通財産売買契約書（案）（様式第 5 号）のとおりとします。

(2) 契約保証金

ア 契約金額の100分の10以上の金額を契約保証金（現金とします。）として市が発行する「納入通知書」により納付いただきます。

イ 入札保証金は、契約保証金に充当するものとします。

ウ 契約保証金には、利息を付けません。

(3) 契約の締結および方法

ア 落札者は、当該物件の落札決定の日から10日以内に契約を締結しなければなりません。

イ 落札者が期限までに契約を締結しない場合は、落札はその効力を失います。また、入札保証金は違約金として市に帰属されます。

ウ 契約の締結は、契約保証金の納付後に行います。

エ 契約の締結および履行に関する費用については、全て落札者の負担となります。

オ 契約者の名義は、落札者名義で行います。

(4) 売買代金の支払

ア 契約の締結後、市が発行する納入通知書により指定期日までに、売買代金を納付いただきます。

イ 契約保証金は、売買代金に充当するものとします。

ウ 契約の締結後、売買代金の支払が指定期日までに納付されなかった場合は、契約を解除の上、違約金として契約保証金を市に帰属するものとします。

エ 売買代金の分割納付はできません。

11 所有権の移転等

(1) 落札物件の所有権は、売買代金の支払が完了したときに移転します。

(2) 共有者全員の名義で売買契約を締結した物件については、共有名義で所有権の移転登記を行います。

(3) 所有権の移転登記に必要な登録免許税等、登記に要する一切の費用は、落札者の負担となります。

(4) 落札者は、落札物件の所有権移転登記前に、その物件に係る一切の権利義務を第三者に譲渡することはできません。

12 その他の注意事項

(1) 物件の引渡しは現状のままで行います。工作物、電柱、樹木などを含んだ現況有姿のままで引き渡すこととなりますので、必ず事前に現地の確認をして理解の上、入札参加申込みをしてください。

(2) 物件用地の一部に既に設置されている電柱、支線等について、土地の引渡し以降に各電柱管理者等と協議し、落札者の責任において対応してください。

(3) 当該物件の土壌汚染調査・アスベスト調査については実施していません。

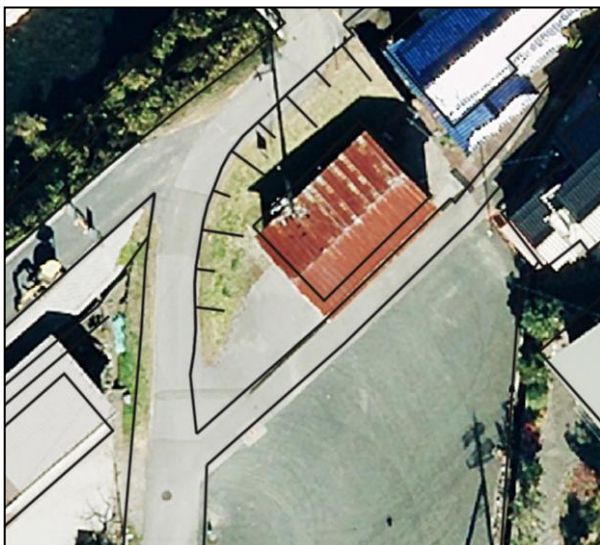
- (4) 各種供給処理施設（ガス、上下水道、電気等）の利用に当たって、各供給機関と十分協議してください。なお、利用に当たって必要な工事等については、落札者の負担において行ってください。
- (5) 売買物件の建物は老朽化し、耐震機能を有していない場合がありますので、できる限り早期に解体するか、改修したうえで使用してください。また、解体・改修を行うまでの間も適切に管理してください。
- (6) 建物を建築するに当たっては、都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）、建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）、県および市の条例等により、指導等がなされる場合がありますので、関係機関に御確認ください。
- (7) 落札者は、契約の締結後、売買物件に数量の不足など契約の内容に適合しない（土壌汚染、地盤沈下、地下埋設の状況等）ことを発見しても、売買代金の減額および免除もしくは損害賠償の請求または契約の解除をすることができません。
- (8) 契約の締結の日から売買物件の引渡しの日までの間において、市の責めに帰すことのできない理由により、売買物件に滅失、毀損等の損害を生じたときは、その損害は落札者の負担とします。
- (9) 落札者が、契約の締結に定める義務を履行しないために、市に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければなりません。
- (10) この要領に定めのない事項は、地方自治法、地方自治法施行令、米原市契約規則（平成 17 年米原市規則第 43 号）、米原市公有財産規則（平成 17 年米原市規則第 45 号）によるものとします。

物件調書（物件番号 2）

物件番号 2	土地	所在地	地目	地積
		滋賀県米原市長岡字丸内 408 番 9	宅地	125.84 m ²
	建物	倉庫 軽量鉄骨造鋼板葺 床面積 57.81 m ²		
予定価格 (最低売払価格)	295,000円 ※建物等の解体撤去費を考慮した価格です。			
法令等に基づく制限	米原東北部都市計画区域内 (非線引き都市計画区域)		第一種住居地域	
	指定建ぺい率		60%	
	指定(基準)容積率		200%	
	※当該土地は、入札参加者の用途等により、都市計画法上の制限を受ける場合があります。 ※建築基準法 22 条地域 指定あり			
供給処理施設	項 目	設置状況		
	上水道	敷地内への引込みなし		
	下水道	敷地内への引込みなし		
特記事項	・当該土地・建物の現況で売却しますので状態を確認し理解の上、入札参加申込ください。			

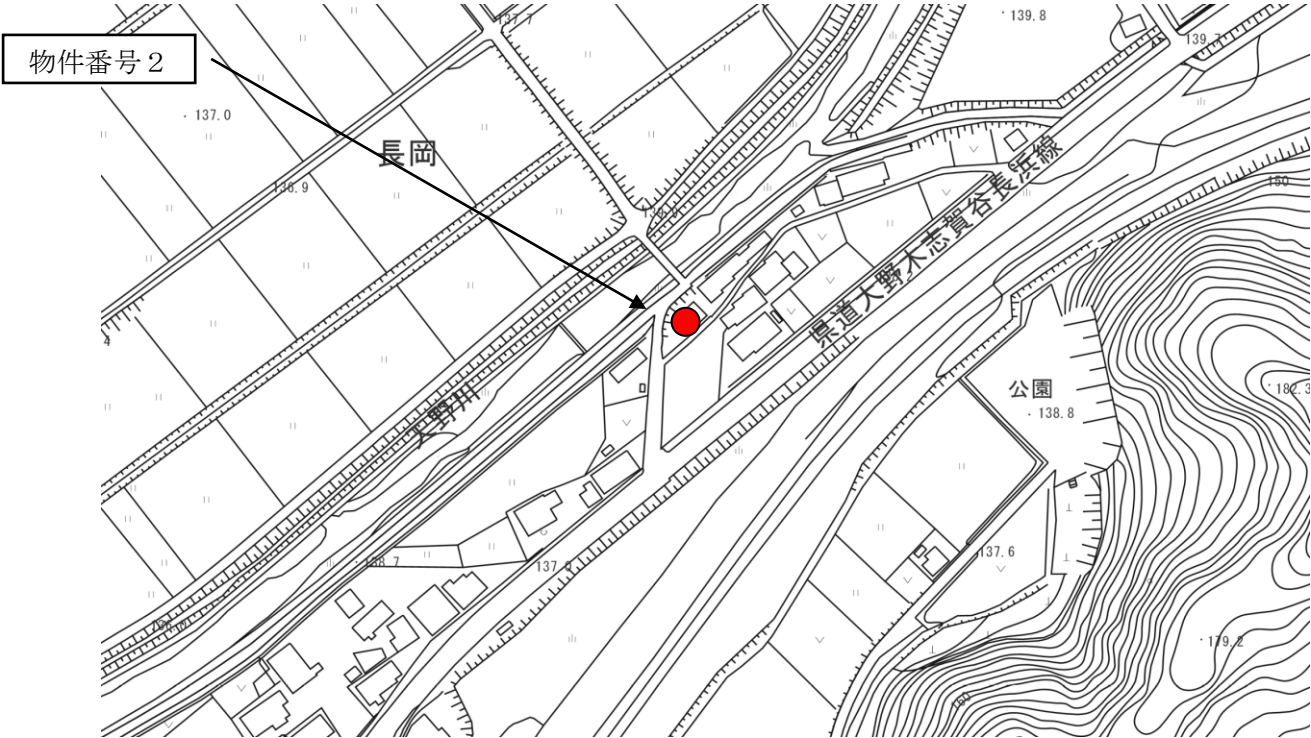
※物件調書は、入札参加者が物件の概要を把握するための参考資料ですので、必ず入札参加者自身において、現地および諸規制について調査確認を行ってください。

【現況写真】

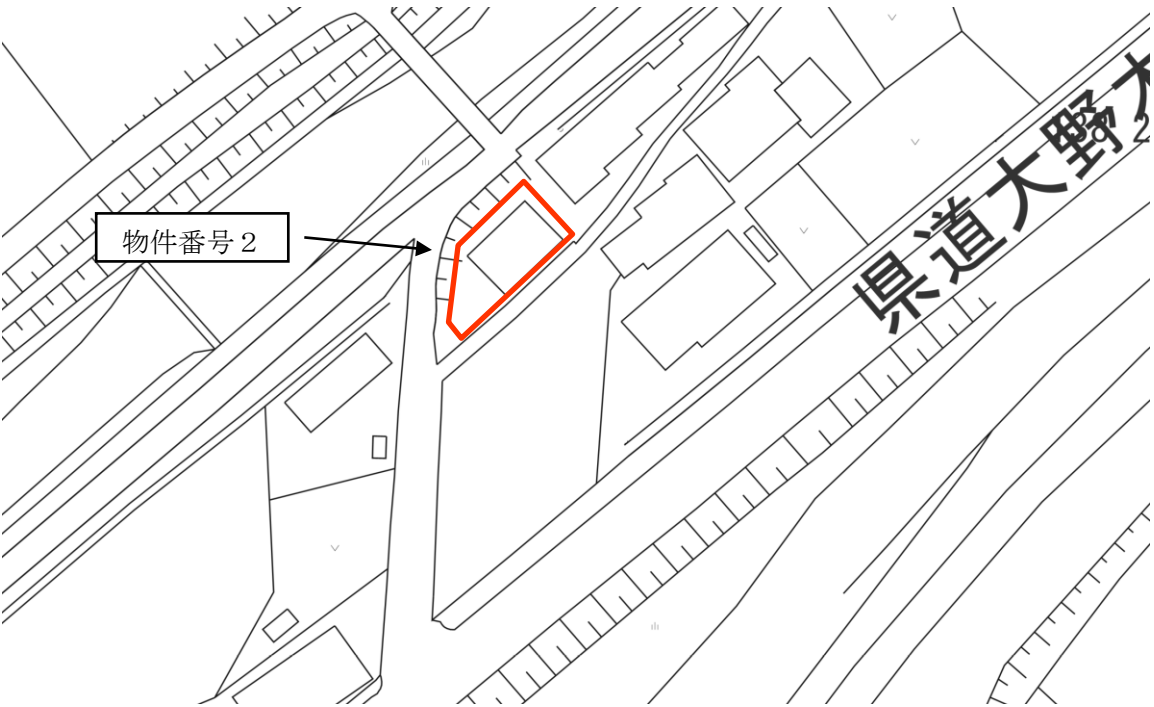


物件番号 2 位置図

土地の表示：滋賀県米原市長岡字丸内 408 番 9



【詳細図】



別表

市有財産売払い郵便型一般競争入札物件

物件 番号	物件所在地	地目	地積	予定価格 (最低売払価格)	入札日時等		
					入札実施日時		入札実施場所
2	滋賀県米原市長岡字丸内 408 番 9 (倉庫 軽量鉄骨造鋼板葺 床面積 57.81 m ²)	宅地	125.84 m ²	295,000 円	令和6年5月13日(月)	午前10時30分	米原市役所本庁舎4階 会議室4-B (米原市米原1016番地)

※建物等の解体撤去費を考慮した価格です。

【公募要項配布】

配布期間 令和6年3月21日(木)から4月19日(金)まで
(米原市の休日を定める条例(平成17年米原市条例第2号)第1条に規定する市の休日を除く。)
配布時間 午前8時30分から午後5時15分まで(市役所執務時間内)
配布場所 米原市米原1016番地 米原市役所(本庁舎4階)総務部財政契約課
(米原市公式ウェブサイトにも掲載しています。)

【入札参加申込受付】

受付期間 令和6年3月21日(木)から4月19日(金)まで
(米原市の休日を定める条例(平成17年米原市条例第2号)第1条に規定する市の休日を除く。)
受付時間 午前8時30分から午後5時15分まで(市役所執務時間内)
受付場所 米原市米原1016番地 米原市役所(本庁舎4階)総務部財政契約課

様式第1号

市有財産売払い郵便型一般競争入札参加申込書

受付印

次の市有財産売払い郵便型一般競争入札に参加したいので、入札要領等を承知の上申し込みます。

米原市長様

【共有名義の場合】

(〒 -)

共有者住所

氏名 ㊟

(〒 -)

共有者住所

氏名 ㊟

(〒 -)

申込者住所(所在地)

(法人名および代表者名)

氏名 印

電話番号(- -)

物件 番号	物件所在地	地目	地積 (㎡)	予定価格(円) (最低売払価格)	入札日時等		
					入札実施日	入札開始時刻	入札実施場所
2	滋賀県米原市長岡字丸内408番9 (倉庫 軽量鉄骨造鋼板葺 床面積 57.81㎡)	宅地	125.84㎡	295,000円	令和6年5月13日(月)	午前10時30分	米原市役所 本庁舎4階 会議室4-B (米原市米原1016番地)

※ 参加申込書と誓約書を同時に提出願います。

※ 法人名で申し込まれる場合、印鑑は法人印および法人の代表者印をそれぞれ押印するか、法人名の入った代表者印を押印してください。

※ 共有名義で申し込まれる場合

○ 申込者の欄に、共有者を代表して入札手続(入札保証金の納付、入札書の記入等)を行う方の住所・氏名を記入してください。

○ 共有者の欄に、申込者を除く他の共有者の住所・氏名を記入し、押印してください。

誓約書

私は、米原市が実施する市有財産売払い郵便型一般競争入札の参加に当たり、次の事項を誓約します。

- 1 市有財産売払い郵便型一般競争入札実施要領第3に記載する事項に該当しません。
- 2 入札に際し、入札実施要領、物件調書、普通財産売買契約書、入札物件の法令上の規制等、全て承知の上で参加します。
- 3 落札した物件の活用に当たっては、法令上の規制を遵守します。

令和 年 月 日

米原市長 様

住 所
(所在地)

氏 名
〔 法 人 名 〕
〔 代 表 者 名 〕

㊟

【共有名義の場合】

共有者の住所
(所在地)

共有者の氏名
〔 法 人 名 〕
〔 代 表 者 名 〕

㊟

入札書

入札金額	億	千万	百万	十万	万	千	百	十	円
物件番号	2								
物件所在地	滋賀県米原市長岡字丸内 408 番 9								
<p>市有財産売払い郵便型一般競争入札実施要領、普通財産売買契約書および米原市契約規則を承知して上記のとおり入札します。</p> <p style="text-align: right;">令和 年 月 日</p> <p>米原市長 様</p> <p>入札者</p> <p style="margin-left: 100px;">住所 (所在地) 氏名 法人名 代表者名 (職名・氏名)</p> <p style="text-align: right;">⑩</p> <p>代理人</p> <p style="margin-left: 100px;">住所 氏名</p> <p style="text-align: right;">⑩</p>									

- 備考
- 入札書の金額記入は、アラビア数字（0，1，2，3・・・）の字体を使用し、最初の数字の前に「¥」を記入してください。
 - 入札者（申込者）の住所・氏名を記入の上、本人の印鑑を必ず押印してください。
 - 入札書に使用する印鑑は、入札参加申込書に使用した印鑑と同一の印鑑としてください。
 - 法人の場合は、印鑑は法人印および法人の代表者印をそれぞれ押印するか、法人名の入った代表者印を押印してください。

様式第4号

入札保証金還付請求書

令和 年 月 日

米原市長 様

住所
氏名

印

金 _____ 円

下記の入札保証金の還付を請求します。

申込物件	物件番号2		
物件所在地	滋賀県米原市長岡字丸内408番9		
金融機関名	銀行・信用金庫・農業協同組合		
店名	支店・支所		
口座種別・番号	当座・普通	口座番号	
名義人	フリガナ		
	名前		

普通財産売買契約書（案）

売出人 米原市（以下「甲」という。）と買受人 （以下「乙」という。）とは、次の条項により普通財産の売買契約を締結する。

（信義誠実の義務）

第1条 甲および乙は、信義を重んじ、誠実に本契約を履行しなければならない。

（売買物件）

第2条 甲は、末尾記載の物件（以下「売買物件」という。）を現状有姿のまま乙に売り渡し、乙はこれを買受けるものとする。

（売買代金）

第3条 売買代金は、金【落札金額】円とする。

（契約保証金）

第4条 乙は、本契約締結と同時に、契約保証金として金【落札金額×10/100以上】円を甲に納付しなければならない。ただし、契約保証金は、乙が既に納付した入札保証金全額を充当するものとする。

2 前項の契約保証金には、利息を付けない。

（売買代金の納付）

第5条 乙は、第3条に定める売買代金を本契約の締結後、甲が発行する納入通知書により、令和 年 月 日までに甲に支払わなければならない。

2 前条第1項に定める契約保証金は、売買代金に充当するものとする。

（所有権移転および引渡し）

第6条 売買物件の所有権は、売買代金が完納された時に、甲から乙に移転するものとする。

2 売買物件は、前項の規定によりその所有権が移転した時に、乙に対し引渡しがあったものとする。

（所有権移転登記等）

第7条 所有権の移転登記は、前条第1項の規定によりこの土地の所有権が移転した後に、乙の請求により甲が囑託するものとし、乙は、これに必要な書類を甲に提出するものとする。

2 前項の登記に要する費用は、乙の負担とする。

(危険負担)

第8条 本契約の締結の日から売買物件の引渡しの日までの間において、甲の責めに帰することのできない理由により、この土地に滅失、毀損等の損害を生じたときは、その損害は、乙が負担するものとする。

(契約不適合責任)

第9条 乙は、本契約の締結後、売買物件に数量の不足など契約の内容に適合しない（土壌汚染、地盤沈下、地下埋設の状況等）ことを発見しても、甲に対して売買代金の減免もしくは損害賠償の請求または契約の解除をすることができない。

(契約の解除)

第10条 甲は、乙が本契約に定める義務を履行しないときは、本契約を解除することができる。

(違約金)

第11条 甲は、前条の規定により本契約を解除したときは、乙からすでに受領した契約保証金の全額を違約金として徴収し、これを乙に返還する義務を負わないものとする。

2 前項の違約金は、第12条に定める損害賠償の額の予定またはその一部と解釈しない。

(損害賠償)

第12条 乙は、本契約に定める義務を履行しないために甲に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

(契約の費用)

第13条 本契約の締結および履行に要する費用は、乙の負担とする。

(法令等の規制の遵守)

第14条 乙は、売買物件の法令等の規制を熟知の上、本契約を締結したものであることを確認し、当該物件を利用するにあつては、当該法令等を遵守しなければならない。

(管轄裁判所)

第15条 本契約から生じる一切の法律関係に基づく訴えについては、甲の所在地を管轄する地方裁判所を管轄裁判所とする。

(疑義の決定等)

第16条 本契約に定めのない事項または本契約に関し疑義を生じた事項については、甲乙協議の上、これを決定するものとする。

本契約の成立を証するため、本契約書2通を作成し、甲乙記名押印の上、それぞれ1通を保持する。

令和 年 月 日

甲 住所 滋賀県米原市米原1016番地
米原市
氏名 市長 印

乙 住所
氏名 印

土地の表示

土地	所在	地番	地目	地積 (㎡)
	滋賀県米原市長岡字丸内	408番9	宅地	125.84
建物	倉庫 軽量鉄骨造鋼板葺 床面積 57.81㎡			